

「中小規模製造業の製造分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）事例調査」に関するQ&A

最終更新日：2019年11月27日

独立行政法人情報処理推進機構

項番	内容
Q1	中小企業の定義は何か。
A1	中小企業庁の定義をご確認ください。 ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
Q2	仕様書3.1.1の文献調査に「国内外の各種書籍」とあるが、国外の中小製造業のDX取組みを含む海外文献も調査対象か。
A2	その通りです。
Q3	ヒアリング調査で、企業規模と地域が偏らないようにとあるが、大企業を含んで良いか。
A3	仕様書3.1.2に記載した通り、ヒアリング調査は「主に中小規模製造業」であり、大企業に対するをヒアリングを排除していません。ただし、大企業の比率が高すぎないようにしてください。 地域の偏りは、全国均等ではなく、ものづくり白書等で示される全国の企業数等を根拠に調査対象を提案下さい。ただし、DXを実施している企業は、地域で偏りがあるかもしれないので、根拠を提示頂ければ、地域における偏りがあっても問題ありません。
Q4	仕様書3.1.2のヒアリング調査対象として、サプライチェーンも考慮するとあるが、上流から下流まで全体をヒアリングするということか。
A4	サプライチェーンの上流から下流までの企業全てをヒアリング対象とする必要はありません。
Q5	調査対象は、最終製品を提供する企業だけではなく、部品を作る企業も含むということか。
A5	その通りです。
Q6	「中小規模製造業の製造分野におけるDX推進ガイド（仮称）骨子」の貸与手続きは、どのようにするのか。
A6	代表者印を押印した秘密保持誓約書を提出頂いた上で、手渡しまたは郵送にて貸与致します。